平成２９年（フ）第１７１号
神戸市中央区北長狭通３丁目３番７号ジェイ・ケイ・クロス201、従前の住所神戸市中央区磯辺通２丁目２番12―803号
債務者　今林美沙子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１号
神戸市中央区生田町１丁目３番３号　ジョイマンション505
債務者　坪木あゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
岩手県釜石市源太沢町２丁目４番12号　源太沢市営住宅206号
債務者　佐々木勇太
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第９号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目５番地32県営柴田船迫住宅134号
債務者　大友　玉美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第５号
福島県郡山市大槻町中反田６―21、住民票上の住所秋田県潟上市天王字追分42番地３
債務者　工藤　純二
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
秋田市広面字糠塚47番地１　セジュール稲穂105
債務者　阿部　高志
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号
秋田市新屋松美ガ丘北町17番７号
債務者　岡部　　清
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
秋田市新屋比内町９番23号
債務者　田近　優佳
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
茨城県土浦市小松１丁目23番１号
債務者　弓納持和也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３号
茨城県鹿嶋市大船津4357　とらや住宅Ｄ号室、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字宮中2655番地１
債務者　武藤　竜也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６２号
千葉県市川市本北方２丁目３番１棟403号(中山団地)
債務者　佐藤　昌昭
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５号
千葉県船橋市本中山７丁目15番１―403号
債務者　富樫　洋志
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
千葉市花見川区花見川２番34棟503号
債務者　岡田　伸久
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
千葉市花見川区幕張町４丁目668番地　コンフォート幕張102号
債務者　志村　　顕
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
千葉県市川市国府台５丁目４番２号
債務者　齋藤　彰子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
千葉県市川市大野町３丁目1802番地１（ウエスト・ウイング201号）
債務者　関　　一枝
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係